

～ 障害のある方がいきいきと生活できる社会に向けて～
支援費制度が始まります

**平成15年
4月スタート**

支援費制度施行までの主なスケジュール

平成14年度

- 第I四半期 ・ 支援費制度に係る政省令が公布されます。
- 第II四半期 ・ 事業者指定が開始され、事業者台帳が整備されます。
また、事業者情報が市町村に提示されます。
- 第III四半期 ・ 市町村による支給申請の受付が始まります。
その後の審査を経て、支給決定がなされます。
- 第IV四半期 ・ 支援費基準、利用者負担が告示されます。

上記のほか、支援費制度の円滑な施行に向けて、
国においては全国担当者会議を開催するとともに、
都道府県においては、市町村職員等への説明会が行われます。

平成15年度

- ・ 4月から制度がスタートします。

